ひとり親家庭
応援パンフレット

このパンフレットは、
これからひとり親になる方やひとり親家庭の方が、
生活していく中で感じる悩みや不安などを軽くするために、
利用できる制度などを紹介しています。
一人で悩まず、まずはご相談ください。

新発田市　社会福祉課

【R5.12.1】

離婚を考えている方へ　2~5 ページ

離婚を考えている方にお伝えしたい情報、事前に知っておいてほしい情報を掲載しています。

未婚の方へ　6~7 ページ

結婚をせずに出産する選択肢もあります。この場合、出産直後からひとりで子育てをし、自分自身で生活を安定させていくことが必要です。出産前から、出産後の生活を見据えて準備するために、必要な情報を掲載しています。

ひとり親の方へ　8~26 ページ

1　お金のこと　8～10 ページ
手当、年金、支援制度などの情報

2　医療・健康のこと　11 ページ
医療費助成制度の情報

3　お仕事のこと　12～15 ページ
就労相談、転職、資格取得支援、給付金などの情報

4　子どものこと　16～23 ページ
育児や養育など相談窓口、保育サービス、子どもの就学支援などの情報

5　生活のこと　24 ページ
ファミリーサポートなどの情報

6　その他の相談窓口　25～26 ページ
無料弁護士相談、生活困窮相談などの情報

各種お問合せ窓口一覧　27~28 ページ

ひとり親や子育てのための主な支援

子どもや生活のことなど、一人で考えてしまい不安になるかもしれません。全てを一人で解決するのではなく、周囲の助けや支援を活用し、不安を一つひとつ除いていきましょう。新発田市にはどのような支援があるのか確認してみましょう。

あなたの年齢		支給要件						ページ番号
子どもの年齢			就学前（0～6歳）	小学校（～12歳）	中学校（～15歳）	高校生（～18歳）	大学等	
お金のこと	手当	●	**児童扶養手当**（18歳に到達以後の最初の3月31日まで又は児童に障害がある場合は20歳未満まで対象）					8ページ
			児童手当（15歳に到達以後の最初の3月31日まで）					8ページ
		●	**特別児童扶養手当**（身体、知的または精神に中度以上の障がいがある、20歳未満の児童）					8ページ
		●	**遺族基礎年金**（子=18歳に到達以後の最初の3月31日まで又は1・2級の障がいの状態にある20歳未満の子）					8ページ
	税控除	●	**所得税、市・県民税の軽減**					9ページ
	貸付	●	**母子父子寡婦福祉資金の貸付**					10ページ
			生活福祉資金					10ページ
	助成割引	●	**ひとり親家庭のJR通勤定期乗車券割引制度**					9ページ
		●	**無料入浴券**（自宅に利用可能なお風呂のない義務教育終了前の児童のいるひとり親家庭等）					9ページ
		●	**屋根雪除雪助成**（ひとり親と義務教育終了前の児童で構成されている世帯かつ住民税非課税世帯）					10ページ
医療・健康のこと		●	**ひとり親家庭等医療費助成**（18歳に到達以後の最初の3月31日まで）**※子ども医療費助成と併給はできません**					11ページ
			子ども医療費助成（18歳に到達以後の最初の3月31日までが対象）					11ページ
仕事・資格のこと		●	**高等職業訓練促進給付金**（申請時に20歳未満に満たない者を養育しているなど）					13ページ
		●	**自立支援教育訓練給付金**（申請時に20歳未満に満たない者を養育しているなど）					13ページ
		●	**ひとり親家庭高等職業訓練促進資金制度**					14ページ
子どものこと		●		**小学校・中学校の就学援助制度**				23ページ
		●				**高等学校等就学支援金制度**		23ページ
		●				**奨学のための給付金制度**		23ページ
生活のこと			**新発田市ファミリーサポートセンター**（0～18歳まで）					24ページ

離婚を考えている方へ

1　離婚前に話し合うこと

✶親権　※離婚時に決める

子どもが未成年の場合、親権者を決めなければいけません。日本は単独親権なので、父母のどちらにするかを決めます。親権者を決めていないと、協議離婚はできません。

✶養育費　※離婚時に決める

離婚を急いでいる、またはせかされている状況だと「養育費はいらない」と考えてしまうかもしれません。しかし、これから成長していく子どもの生活を保障し、心身の成長を支えるために、養育費は子どもにとって必要な支援です。養育費支援の有無は、ひとり親世帯の生活の安定や維持に直結するため、離婚時に必ず話し合いが必要です。養育費は子どもを監護・教育するための衣食住に必要な経費、教育費、医療費等の費用で、子どもが受け取るものであり、離れて暮らす親の生活に余力がなくても、親と同じ生活を子どもに保障しなければならないという強い義務です。養育費取決め後に自己破産した場合でも、子どもの養育費の負担義務はなくなりません。離婚時に子どもが成人していても、大学生や病気療養しているなど経済的に自立していない場合は、養育費について話し合いましょう。

離婚時に養育費を取決めをしなかった方もいるでしょう。しかし、子どもの成長や進学などで生活の状況も変化します。この場合、離れて暮らす親に、いつでも養育費を請求することができます。話し合いができない状況の場合、家庭裁判所で養育費請求調停の申立手続きをすることができます。

調停や裁判で、養育費の取決めはしたが、子どもの進学にともない支援が必要である場合など、実情に合わせて養育費の増額や減額を求めることができます。

・ひとり親家庭等就業・自立支援センター

養育費の取り決め方、面会交流などについて専門相談員が対応します。毎月第 4 木曜日に弁護士無料相談（予約制）を受け付けています。相談はお一人 30 分です。

【相談日時】月～金曜日　午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

【相談窓口】☎025-281-5546　（養育費等相談ダイヤル）

【住　　所】新潟市中央区上所 2 丁目 2 番 2 号　新潟ユニゾンプラザ 3 階

※メールやオンラインでの相談も受け付けています。

・母子・父子自立支援員

これからひとり親になる方の生活相談、就労相談、離婚前相談、養育費等の相談などに応じています。

【相談日時】月～金曜日　午前 9 時～午後 4 時

【相談窓口】☎0254-28-9222（新発田市社会福祉課ひとり親家庭支援係）

※午後 4 時以降に相談をご希望の方は、事前予約が必要です。

＊面会交流　※離婚時に決める

離れても親に大切にされていると実感できることは、子どもに大きな安心をもたらします。また、別れて暮らす親と子どもの面会は、親の権利です。円滑な面会交流を行うために、面会の場所、時期、回数、過大なプレゼントをしないなど、基本的なルールを取り決め、お互いが納得でき、安心できる方法について十分に話し合い、取り決めをすることが必要です。離婚時に取決めができなかった場合は、家庭裁判所で面会交流の申立ができます。

＊財産分与　※請求期間：離婚から２年

婚姻期間中に築いた財産を、離婚時に清算できます。婚姻期間中に築いた財産は、名義が夫または妻であっても離婚の際に清算するのが公平であると考えられています。（婚前に所有していた財産などは対象外です。）

＊年金分割　※請求期間：離婚等をした日の翌日から起算して２年以内

婚姻期間の厚生年金等の保険料納付記録の分割（年金額の半分をもらうものではありません。）が可能です。加入している年金の種類や期間によって分割の可否が異なります。お近くの年金事務所に確認しましょう。

・新発田年金事務所

【問合せ日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【問合せ窓口】☎0254-23-2128

【住　　所】新発田市新富町１丁目１番２４号

＊戸籍・氏について　※離婚成立後の手続き

離婚成立時、親は婚姻前の氏に戻ることができますが、子どもは戸籍（氏）変更手続をしないと、婚姻時の戸籍（氏）のままです。子どもの戸籍や氏変更をする場合、家庭裁判所に「子の氏の変更許可申立」を行い、許可の審判を受けてから市役所に届けます。なお、親が婚姻中の氏を称したいときは、離婚後３カ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を役所に提出する必要があります。

2　離婚の種類

✶協議離婚

当事者間で離婚について話し合い、「離婚届」に署名して市役所に提出すると離婚が成立します。２人の間で合意した内容は、公証役場に当事者同士で出向き、公正証書として書面に残しましょう。養育費など金銭を支払う契約においては、「強制執行許諾条項」を条項化すると、相手が約束を守らない場合は強制執行手続きをとることができます。

・新発田公証役場　※必ず電話してから訪問しましょう。
【問合せ窓口】☎0254-24-3101
【住　　所】新発田市本町１丁目３番５号　第５樫内ビル３階

✶調停離婚

当事者間で離婚の話し合いがまとまらない、話し合いができない場合は、家庭裁判所による調停で離婚成立を目指す手続きです。調停成立後、不履行がある場合は、履行勧告や強制執行手続きをとることができます。

✶裁判離婚

調停で解決できない場合、家庭裁判所に訴訟を提起し、裁判の判決で離婚などを成立させる手続きです。原則として、調停離婚の申立をせずに裁判離婚をすることはできません。

・新潟地方・家庭裁判所新発田支部、新発田簡易裁判所
【問合せ窓口】☎0254-24-0121
【住　　所】新発田市中央町４丁目３番２７号

3　ひとり親家庭の相談

✶母子・父子自立支援員

ひとり親家庭の方、寡婦・寡夫の方、これからひとり親になる方の生活相談、就労相談、離婚前相談、養育費等の相談などに応じています。

【相談日時】月～金曜日　午前９時～午後４時
【相談窓口】☎0254-28-9222（社会福祉課ひとり親家庭支援係）
※午後４時以降に相談をご希望の方は、事前予約が必要です。

4　DV 相談、離婚相談

＊女性相談員　※令和 6 年 4 月から「女性相談支援員」に名称が変わります。

夫婦関係に悩んでいる、配偶者から暴力や暴言がある、配偶者から経済的支援がない、避妊に協力してくれないなど、一人で悩まずご相談ください。

【相談日時】月～金曜日　午前 9 時～午後 4 時

【相談窓口】☎0254-28-9222（社会福祉課ひとり親家庭支援係）

※午後 4 時以降に相談をご希望の方は、事前予約が必要です。

＊新潟県配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力や暴言、児童虐待などの相談に応じています。

【相談日時】月～金曜日　午前 9 時～午後 10 時

【相談窓口】☎0120-26-2928（DV・児童虐待相談フリーダイヤル）

【24 時間対応相談窓口】☎0120-279-889（DV 相談ナビ＋）

※メールやチャットでの相談も受け付けています。

未婚の方へ

1　子どもの認知について

✶認知について

未婚の場合、非常に大切なのが子どもの認知の問題です。未婚の母の子どもは、子どもの父が明確であっても、あるいは父と同居していても、父が子どもを認知しないと法律的親子関係と認められません。子どもが認知されると、子どもの出生のときに遡って、法律上の親子関係が発生し、扶養や相続などの権利義務関係が生じます。また、家庭裁判所で養育費調停や審判を申し立てることができます。

✶任意認知

子どもの父が自分であると、父が自分の意思で認めることです。父が役所に「認知届」を提出することで手続きが完了します。成人した子どもを認知する場合は、子どもの承諾が必要です。また、胎児を認知する場合は、母の承諾が無いと認知はできません。

✶強制認知

父が認知に応じない場合、子どもまたは子どもの直系卑属の法定代理人が家庭裁判所に調停や審判を求めることができます。父が死亡している場合も訴えを提起できますが、父の死亡後 3 年以内に限られます。認知調停は、相手方の住所地の家庭裁判所に申立てをします。親子関係を明らかにするために、ＤＮＡ鑑定を行う場合もあります。この場合、原則として申立人がこの鑑定に要する費用を負担することになります。認知調停に必要な書類などについて、家庭裁判所に確認しましょう。

・新潟地方・家庭裁判所新発田支部、新発田簡易裁判所
【問合せ窓口】☎0254-24-0121
【住　　所】新発田市中央町４丁目３番２７号

2　養育費について

これから成長していく子どもの生活を保障し、心身の成長を支えることは親としての責任です。そのために必要な支援が養育費です。養育費は子どもを監護・教育するための衣食住に必要な経費、教育費、医療費等の費用であり、子どもが受け取るものです。

父の認知がなくても双方の協議で養育費を取り決めることはできます。この場合は、取決め内容を公正証書などに残しましょう。その際、公正証書で「強制執行許諾条項」を条項化すると、相手が約束を守らない場合は強制執行手続きをとることができます。

・新発田公証役場　※必ず電話してから訪問しましょう。
【問合せ窓口】☎0254-24-3101
【住　　所】新発田市本町１丁目３番５号　第５樫内ビル３階

養育費について、協議で取り決めることが難しい場合は、家庭裁判所で調停を申し立てることができます。この場合、父が子どもを認知して法的親子関係が成立していることが必要です。養育費について専門相談員に相談してみましょう。

・ひとり親家庭等就業・自立支援センター
養育費の取り決め方、面会交流などについて専門相談員が対応します。毎月第４木曜日に弁護士無料相談（予約制）を受け付けています。相談はお一人 30 分です。
【相談日時】月～金曜日　午前９時 30 分～午後４時 30 分
【相談窓口】☎025-281-5546　（養育費等相談ダイヤル）
【住　　所】新潟市中央区上所２丁目２番２号　新潟ユニゾンプラザ３階
※メールやオンラインでの相談も受け付けています。

3　育児・健康相談

＊妊産婦育児・健康相談（対象：妊産婦、乳幼児）

妊娠・出産・子育てに関することで心配なこと、聞きたいことがあれば、いつでもご相談ください。

【相談日時】月～金曜日　午前８時 30 分～午後５時 15 分
【相談窓口】☎0254-28-0415（こども家庭センター健やか育児支援係）
【住　　所】新発田市乙次 26 番地２　豊浦地区公民館内

ひとり親の方へ

1　お金のこと

1-1　手当・年金

✶児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていないひとり親家庭の児童を養育している父、母または養育者に対して支給します(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある児童が支給対象ですが、児童が障がいの状態にある場合は 20 歳未満まで対象となります)。この手当には支給要件があります。手当の請求手続きなど詳細は、相談窓口までお問合せください。

【相談日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【相談窓口】☎0254-28-9222（社会福祉課ひとり親家庭支援係）

✶児童手当

中学校修了まで（15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している方に支給します。手当の請求手続きなど詳細は、相談窓口までお問合せください。

【相談日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【相談窓口】☎0254-28-9232（こども課子育て支援係）

✶特別児童扶養手当

身体、知的または精神に中度以上の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の児童を養育している方に対して支給します。対象児童の障がい程度に関する審査、所得制限があります。手続きの詳細は、相談窓口でお問合わせください。

【相談日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【相談窓口】☎0254-28-9223（社会福祉課障がい支援企画係）

✶遺族基礎年金

一定の保険料納付要件を満たしている国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人などが死亡したときに、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給します。手続きの詳細は、相談窓口までお問合せください。

【相談日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【相談窓口】☎0254-28-9312（保険年金課高齢者医療係）
☎0254-23-2128（新発田年金事務所）

✶所得税、市・県民税の軽減

・ひとり親控除

配偶者と死別・離婚後再婚していない人や未婚のひとり親などのうち、所得が 500 万円以下で、生計を一にする子どもを有しているなど一定の要件に該当する人は、所得税及び市・県民税のひとり親控除が受けられます。

・寡婦控除

夫と死別・離婚後再婚していない人などのうち、ひとり親控除の対象ではない方で、所得が 500 万円以下で、一定の要件に該当する人は、所得税及び市・県民税の寡婦控除が受けられます。

・市・県民税の非課税

前年中の所得が 135 万円以下の場合には、市・県民税は非課税となります。

【問合せ日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【問合せ窓口】☎0254-28-9321（税務課市民税係）

1-2　その他経済的な支援

✶ひとり親家庭の JR 通勤定期乗車券割引制度

児童扶養手当を受給している世帯の人などが、各旅客鉄道株式会社通勤定期乗車券（鉄道のみ）を購入する場合に 3 割を割引します。詳細は問合せ窓口へご相談ください。

【問合せ日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【問合せ窓口】☎0254-28-9222（社会福祉課ひとり親家庭支援係）

✶無料入浴券の交付

自宅に使用可能なお風呂のない義務教育終了前の児童がいるひとり親家庭に、市内公衆浴場「いいでの湯」（大栄町 1 丁目 5 番 1 号）の無料入浴券を、1 人につき月 5 枚交付しています。

【問合せ日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【問合せ窓口】☎0254-28-9100（市民生活課市民生活係）

✶ひとり親家庭等屋根雪除雪助成

ひとり親と児童（義務教育終了前の児童）で構成されている世帯かつ市民税非課税世帯で、自力で除雪が困難な世帯の屋根雪の除雪費用を助成します。同一年度内で４回まで利用可能です。業者へ依頼する前に、事前にご相談ください。

【問合せ日時】月～金曜日　午前８時30分～午後５時15分
【問合せ窓口】☎0254-28-9222（社会福祉課ひとり親家庭支援係）

✶遺児激励事業

父母またはその一方を亡くした義務教育終了前の児童とその保護者で、遺児激励事業資格認定を申請し、認定を受けた方を対象に、文化・レクリエーション行事などへの招待や、入学・進級・卒業祝い品などの支給があります。

【問合せ日時】午前８時30分～午後５時15分
（休館日：月曜日、祝日、第３日曜日、年末年始）
【問合せ窓口】☎0254-26-0897（青少年健全育成センター）
【住　　所】新発田市緑町２丁目６番36号

1-3　貸付金

✶母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

母子家庭、父子家庭、寡婦の方を対象として、子どもの学費や就労のための資格取得など、各種資金をお貸しします。資金の種類により有利子・無利子があります。また、連帯保証人が必要となる場合があります。

【問合せ日時】月～金曜日　午前８時30分～午後５時15分
【問合せ窓口】☎0254-26-9127（新発田地域振興局健康福祉環境部地域福祉課）
【住　　所】新発田市豊町３丁目３番２号

✶生活福祉資金（生活福祉貸付制度）

失業などの日常生活全般に困難を抱えている方に、生活の立て直しのための継続的な相談支援と、生活費及び一時的な資金の貸付けを行っています。

【問合せ日時】月～金曜日　午前８時30分～午後５時15分
【問合せ窓口】☎0254-23-1000（新発田市社会福祉協議会）

2　医療・健康のこと

✶ひとり親家庭等医療費助成

18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（障がいがある方は 20 歳未満）を養育する母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童または養育者の方と児童に、医療費の本人負担額の一部を助成します（所得制限あり）。

【相談日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【相談窓口】☎0254-28-9222（社会福祉課ひとり親家庭支援係）

✶子ども医療費助成　※ひとり親家庭等医療費助成と併給はできません

ひとり親家庭等医療費助成の対象とならない児童で、医療保険の加入者を対象に、子どもが医療機関を病気やケガで受診したときに、保険診療の自己負担額の全部または一部を助成する制度です。

【相談日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【相談窓口】☎0254-28-9232（こども課子育て支援係）

3　お仕事のこと

3-1　仕事を探したい、就活について相談したい

＊ハローワーク（公共職業安定所）

就職・仕事に関する情報提供、就職に必要な資格・経験・職業訓練コース等の情報提供を行っています。

・求職手続き（求職申込、職業相談、職業紹介）
・雇用保険手続（失業給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付）

【相談日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【相談窓口】☎0254-27-6677（ハローワーク新発田）
【住　　所】新発田市日渡 96

＊ひとり親家庭等就業・自立支援センター

母子・父子家庭及び寡婦・寡夫の就業と自立を支援するため、就業相談に応じ家庭状況、職業能力の適正、就業経験等に応じたアドバイスを行っています。

【相談日時】月～金曜日　午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分
【相談窓口】☎025-281-5587（新潟センター）
【住　　所】新潟市中央区上所 2 丁目 2 番 2 号 新潟ユニゾンプラザ 3 階

また、ひとり親家庭やこれからひとり親になる方で、仕事や就活でお悩みの方は、以下の相談窓口でも相談できます。**出張相談や土日・夜間の相談も対応しています。**
（新潟県からの委託事業：株式会社エム・エスオフィス）

① 来所相談（事前予約制）☎0258-30-1230
【相談日時】月～日曜及び祝日　午前 9 時 30 分～午後 9 時
【相談場所】新潟市中央区南笹 1 丁目 9 番 29 号　サンライズ笹口テナント棟 4 階
【相談予約受付時間】月～金曜　午前 9 時～午後 6 時

② 出張相談（事前予約制）☎0258-30-1230
【相談日時】月～日曜及び祝日　午前 9 時～午後 9 時
【相談場所】新潟県内のご希望の場所（ご自宅・公共施設・飲食店など）
【相談予約受付時間】月～金曜　午前 9 時～午後 6 時

③ メール相談（24 時間受付）
【相談窓口】ホームページの相談フォームに相談内容を入力・送信

3-2　ひとり親家庭の資格取得支援制度

＊自立支援教育訓練給付金支給事業

ひとり親家庭の父または母が就業に必要な資格や技能を習得するために、講座を受講や養成学校に通学する場合に、経費の最大 6 割を給付金として支給します。
講座申込みの前に必ず市役所の相談窓口へご相談ください。

・支給額：教育訓練受講費用の 60%相当額（交付額に上限あり）
・支給対象者：児童扶養手当受給中または同程度の所得水準にあり、過去に教育訓練給付金の支給を受けていない方
・対象講座：雇用保険法等の規定による指定教育訓練講座

＊高等職業訓練促進給付金等支給事業

ひとり親家庭の父または母が看護師等の資格取得を目的とする養成学校で 1 年以上修業する場合に、修業期間（上限 4 年間）について訓練促進給付金を、修了後に修了支援給付金を支給します（所得制限あり）。住民税の課税・非課税により支給額が変わります。養成学校などの申込み・出願の前に必ず市役所の相談窓口へご相談ください。

・支給額：毎月 10 万円（住民税課税世帯は毎月 70,500 円）
・対象者：児童扶養手当受給中または同程度の所得水準にあり、過去に高等職業訓練促進給付金の支給を受けていない方
・対象資格：看護師(准看護師)、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、理容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格、その他の対象資格等については、市役所窓口でご相談ください。

自立支援教育訓練給付金支給事業及び高等職業訓練促進給付金等支給事業の相談窓口
【相談日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【相談窓口】☎0254-28-9222（社会福祉課ひとり親家庭支援係）

＊ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度

就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の方に必要な資金を貸付け、就学を容易にすることで資格取得を支援し、自立の促進を図ることを目的とします。取得した資格が必要な職に 5 年間従事した場合は、貸付金の返還が免除されます。

・貸付内容：入学準備金 500,000 円以内
（高等職業訓練促進給付金対象の養成機関へ入学する際の準備金）
就職準備金 200,000 円以内
（養成課程修了後、資格を取得した方が、就職する際の準備金）
・対象者：①「高等職業訓練促進給付金」を受給している方
②新潟県内に住民登録をしている方
③養成機関を終了後、取得した資格が必要な業務に従事する意思のある方

【問合せ窓口】☎025-281-5605（社会福祉法人新潟県社会福祉協議会　生活支援課）
【住　　所】新潟市中央区上所 2 丁目 2 番 2 号　新潟ユニゾンプラザ 3 階

3-3　資格や知識を身に着けたい

＊職業訓練（ハロートレーニング）

職業訓練には①公共職業訓練（主に雇用保険を受給している求職者の方）と②求職者支援訓練（主に雇用保険を受給できない求職者の方や雇用保険の受給が終わった求職者の方）があり、就職に役立つ技能や知識を身につけるための職業訓練を無料で受けることができます。テキスト代などの実費は有料です。

＊求職者支援制度（主に雇用保険を受給できない方）

雇用保険を受給できない方を対象とした職業訓練の制度です。一定の要件を満たす場合に、職業訓練を受講している間の生活を支援するための職業訓練受講給付金（月額 10 万円）を受けることができます。

＊教育訓練給付金制度（主に雇用保険を受給できる方）

教育訓練給付制度とは、厚生労働大臣の指定した職業に関する教育訓練を受講し、修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。①一般教育訓練給付金、②特定一般教育訓練給付金、③専門実践教育訓練給付金、④教育訓練支援給付金の 4 種類の制度があり、受給要件や給付額は異なります。

職業訓練、求職者支援制度、教育訓練給付金制度の相談窓口
【問合せ日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【問合せ窓口】☎0254-27-6677（ハローワーク新発田）
【住　　所】新発田市日渡 96

3-4　失業中の経済的支援（給付金）

＊求職者給付　※雇用保険受給者

雇用保険の被保険者の方が、定年、倒産、契約期間の満了等により離職し、失業の状態にある時に、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1 日も早く再就職していただくために給付金が支給されます。求職者給付の受給するための要件はハローワークで確認しましょう。

【問合せ日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【問合せ窓口】☎0254-27-6677（ハローワーク新発田）
【住　　所】新発田市日渡 96

4　　子どものこと

4-1　育児・子育て相談

＊子育てコンシェルジュ（対象：乳幼児）

保育サービス専門の相談員「子育てコンシェルジュ」が、最適な保育サービスを見つけられるよう、ニーズに適した様々な保育サービス等をご案内します。お気軽にご相談ください。

【相談日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【相談窓口】☎0254-28-9230（こども課こども入園係）

＊こども発達相談（対象：就学前児童）

子どもの成長や発達など、子育てに心配をお持ちの保護者のご相談を受け、子どもたちの育ちを応援します。専門のスタッフが相談をお受けします。

【相談日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時
【相談窓口】☎0254-26-3359（こども発達相談室）
【住　　所】新発田市住吉町 1 丁目 7 番 17 号　猿橋コミュニティーセンター 2 階

＊子育て相談（対象：０～18 歳）

子育て、子どもや家庭に関すること、子どもの生活習慣、虐待に関することなど家庭児童相談員が相談をお受けします。

【相談日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【相談窓口】☎0254-28-0415（こども家庭センターこども家庭相談係）
【住　　所】新発田市乙次 26 番地 2　豊浦地区公民館内

＊児童相談所（対象：０～18 歳）

18 歳未満の子どもの家庭や学校での問題、子どもの養育や虐待、不登校、いじめ、非行、発達の遅れ、療育手帳の交付などに関する相談をお受けします。
※面談をご希望の方は、予約が必要です。

【相談日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【相談窓口】☎0254-26-9131（新発田児童相談所）
【住　　所】新発田市豊町 3 丁目 3 番 2 号

4-2　子どもたちの学校生活などの相談

＊教育の悩み相談（対象：小・中学生の保護者）

スクールソーシャルワーカーや相談員が、不登校やいじめ、子どもの暴力など、小・中学生の保護者が抱える悩みごとの相談を受け付けます。
※面談をご希望の方は、予約は必要です。面談場所は豊浦庁舎です。

【相談日時】月～金曜日　午前 9 時 ～午後 3 時 30 分
【相談窓口】☎0254-22-9532（学校教育課教育相談係）
【住　　所】新発田市乙次 281 番地 2　豊浦庁舎 2 階

＊高校生相談支援（対象：中学生、高校生、高校生の保護者）

不登校や学習支援、学校卒業後の進路や進学時の学費など、学校に関する相談のほか、心身の不調や不安、生活困窮など、様々な相談を受けています。学校に通学している皆さん、保護者の方が日頃から抱えている悩みや不安などを、お気軽にご相談ください。高校生相談支援員が電話、来庁しての面談だけでなく、訪問することもできます。

【相談日時】月～金曜日　午前 10 時～午後 5 時
【相談窓口】☎0254-28-9221（社会福祉課生活支援係）

＊10 代の居場所カフェ（対象：10 代の人）

「10 代の居場所カフェ」は、10 代の人は誰でも無料で利用できる場所です。カフェのような空間で、コーヒーやお茶を飲みながら雑談して過ごせます。困ったことや相談したいことがあれば、スタッフに気軽に話してください。個室での相談もできます。学校の帰りや勉強の合間にふらっと立ち寄ってみてください。

【開設日時】毎週月曜日・水曜日　午後 2 時～午後 7 時
【相談窓口】☎0254-28-9950（新発田駅前複合施設こどもセンター係）
【住　　所】新発田市諏訪町 1 丁目 2 番 12 号　イクネスしばた 2 階多目的室 2

4-3　病児・病後児保育

病気のために保育が困難なお子さんを看護師、保育士がいる専用施設で一時的に保育を行います。利用には事前登録が必要です。

【対　　象】①市内在住の小学校までの児童
②保護者が市内に在勤している小学校までの児童
【実　施　日】月～金曜日　※土・日曜、祝日、12/29～1/3 は休園日
【時　　間】基本：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
早朝：午前 8 時～午前 8 時 29 分、延長：午後 5 時 31 分～午後 6 時
【利　用　料】保育料：4 時間以内 1,000 円、4 時間超 2,000 円
延長保育料 200 円
【問合せ窓口】☎0254-22-1121（キッズケアルームとようら）
【住　　所】新発田市荒町字竹花前甲 1611 番地 13（豊浦愛宕の園敷地内）

＊その他　市内病後児保育室（市運営以外）

・さくら通り保育園　病後児保育室　あすぱら

病気の回復期で集団生活が困難な期間において保護者が保育できない場合に、保育士と看護師が安全に保育を行います。ご利用にあたっては、下記施設で事前登録が必要です。詳しくは、以下の連絡先に直接お問合せください。

【定　　員】病後児 1 名
【問合せ窓口】☎0254-28-8566（さくら通り保育園　病後児保育室　あすぱら）
【住　　所】新発田市岡田 1593 番地 5

4-4　休日保育

日曜日及び祝日等において保育が必要な児童をお預かりします。園に直接申し込んでください。

【対　　象】市内の保育園・認定こども園のいずれかに入園している児童
※保育認定を受けている方に限ります。
【利 用 方 法】・7 ヶ月未満の乳児は実施園へ要相談
・休日保育利用分の振替休日として「平日休む日」の指定が必要
【利　用　料】保育時間帯（午前 8 時 30 分~午後 4 時）は無料
※上記時間帯以外は延長保育。別途、延長保育料が必要
【問合せ窓口】☎0254-28-7140　（0~2 歳児クラス　乳児園はるにれ）
☎0254-24-1166　（1~5 歳児クラス　キッズ陽だまり園）

実施園

4-5　子どもデイサービス

一時的に家庭での保育ができない時や、育児等による保護者の心や体の負担を減らすためにお子さんをお預かりします。利用を希望する園にお問合せください。

【対　　象】市内に居住する満 1 歳から小学校就学前までの乳幼児
※ただし、里帰り出産等のために一時的に市内に居住する方は、新発田市に住所がなくても利用できる場合があります。（要相談）
【実　施　日】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 4 時（延長も可。要相談）
※土・日・祝祭日、12/29~1/3 は利用できません。
【利用日数】原則として月 10 日以内
【利　用　料】保育料、給食費、おやつ代、延長保育利用料、保険料

＊その他　市内の子どもデイサービス（市運営以外）

・複合型福祉施設　ほのぼの家族

家族の病気などを理由に一時的に家庭での保育ができない時に、お子さんをお預かりします。一時預かりを利用するには、事前登録、利用予約が必要です。

【対　　象】市内に居住する満 1 歳から小学校就学前までの未就園児
【実　施　日】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 4 時（延長も可。要相談）
※土・日・祝祭日、12/29～1/3 は利用できません。
【利用日数】原則として月 10 日以内
【保　育　料】1 日 1,500 円（保険料込み）、延長 1 時間につき 200 円
【問合せ窓口】☎0254-20-8800
【住　　所】新発田市住吉町 1 丁目 7 番 17 号

4-6　一時預かりサービス

保護者の用事やリフレッシュ等を目的に、短時間お子さんをお預かりする「一時預かりサービス」を実施しています。利用希望日の前日までに利用予約が必要です。

【対　　象】市内に住所のある満 6 ヶ月から小学校就学前のお子さん
【実　施　日】午前 9 時～12 時/午後 1 時 30 分～4 時 30 分　※休館日:毎週木曜日
【利用日数】原則として 1 日 1 回／3 時間以内、月 3 回まで
【利　用　料】一時預かり室利用料 300 円／1 時間、保育料 100 円／一人
【問合せ窓口】☎0254-28-9952（イクネスしばたこどもセンター直通）
【住　　所】新発田市諏訪町 1 丁目 2 番 12 号　イクネスしばた 2 階

放課後児童クラブ

4-7　放課後児童クラブ

就労等により日中家庭にいない保護者をもつ児童を対象に、遊びや生活の場を提供する施設です。

【対　　象】小学校 1 年生～6 年生
【開 設 時 間】月～金曜日　午後 2 時～午後 6 時 30 分
土曜日・学校休業日　午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
※日曜日、祝日、8/13~15、12/29～1/3 除く。
【申し込み方法】入会を希望する児童クラブに、勤務証明書等の添付書類を添えて、「児童クラブ入会許可申請書」を提出してください。
【問合せ窓口】☎0254-26-0897　（児童センター）

放課後子ども教室申込書

4-8　放課後子ども教室

学習活動（宿題・自学・読書）、自主的な遊び、体験活動、各教室での行事、地域ボランティアによる交流活動などをしています。

【対　　象】開設している小学校に通う 4 年生～6 年生
【開 設 学 校】二葉小学校、外ヶ輪小学校、猿橋小学校
【開 設 曜 日】・二葉小学校　：月曜日、水曜日、金曜日
・外ヶ輪小学校：火曜日、木曜日
・猿橋小学校　：月曜日、水曜日、金曜日
【開 設 時 間】平日：各学年の終業時間から午後 6 時まで 6
※午後 6 時までに保護者の迎えをお願いします。
【参 加 費 用】・保険料 1,000 円（入会時のみ・振込手数料込み）
・教材費等 1,000 円/月
【申し込み方法】入室申込書に必要事項を記入の上、参加費用を添えて、お申し込みください。申込みは以下の 2 か所で受け付けています。
・放課後子ども教室：子ども教室開設曜日の午後 4 時～午後 6 時
・児童センター　　：火曜日から土曜日の午前 10 時～午後 5 時
【問合せ窓口】☎0254-26-0897　（児童センター）
【住　　所】新発田市緑町 2 丁目 6 番 36 号　青少年健全育成センター内

4-9　子どもの学習支援

＊土曜学習教室

「勉強がはかどらない」「教えてほしいところがある」という児童・生徒を対象に、土曜学習教室を開設しています。学校の授業の復習や予習、宿題をしたり、自分で用意した問題集などに取り組んだりして、わからないところを講師に教えてもらうことができます。日程など、詳しくはお問合せください。

【対　　象】市内在住の小学 4～6 年生、中学生
※「英会話特別教室」は小学 6 年生のみ
【開　催　日】原則毎週土曜日の午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
【講　　師】教員経験者、塾講師、大学生、高校生など
【申し込み方法】随時、申込書を各会場へ直接提出してください。

教室名	定員	会場	問合せ先
本庁教室	70 人	新発田地区公民館（生涯学習センター）	0254-22-8516
豊浦教室	30 人	豊浦地区公民館	0254-22-2081
英会話特別教室	12 人		
紫雲寺教室	30 人	紫雲寺地区公民館	0254-41-2291
加治川教室（七社塾）	30 人	加治川地区公民館	0254-33-2433
川東教室	30 人	川東コミュニティセンター	0254-25-2025

4-10　子どもが利用できる施設

＊児童センター

乳幼児から 18 歳未満の子どもが備え付けの遊具や教材を使って遊ぶことができる自由来館型施設です。ピアノの利用などもできます。

【対　　象】乳幼児～18 歳未満の子ども
【開 館 時 間 】午前 9 時～午後 5 時
【休　館　日】月曜日、祝日、第 3 日曜日、年末年始
【利 用 方 法 】児童センター受付で利用カードをご記入ください。
【問合せ窓口】☎0254-26-0897
【住　　所】新発田市緑町 2 丁目 6 番 36 号

＊児童運動センターユウネスしばた

18 歳未満の子どもが天候に左右されず、体を動かして遊ぶことができる自由来館型施設です。主に年長幼児や小学生が遊べる大型木造遊具やボルダリングがあります。読書ができる部屋もあります。

【対　　象】乳幼児～18 歳未満の子ども
【開 館 時 間 】平日：午後 1 時～6 時／土日祝日：午前 9 時～午後 6 時
【休　館　日】月曜日（月曜日が祝日の場合は、翌日以降の最初の平日）、
第 3 日曜日、祝日の翌日以降の最初の平日、年末年始
【利 用 方 法 】ユウネスしばた受付で利用カードをご記入ください。
【問合せ窓口】☎0254-20-7392
【住　　所】新発田市住吉町 1 丁目 7 番 17 号

＊イクネスしばたこどもセンター

こどもセンターは、市内外問わず、無料で未就学児と保護者が一緒に遊べる施設です。こどもセンター入館の際は、サービスデスクで利用者名簿にお名前を記入してください。

【対　　象】0～6 歳(未就学)の子どもとその保護者など
【利 用 時 間 】午前 9 時～午後 6 時　**※現在は、午前 9 時～午後 5 時まで**
【休　館　日】毎週木曜日（木曜日が祝日の場合は、翌日以降の最初の平日）
12 月 29 日～1 月 3 日
【問合せ窓口】☎0254-28-9952
【住　　所】新発田市諏訪町 1 丁目 2 番 12 号

4-11　子どもの就学援助

＊小学校・中学校の就学援助制度

経済的な理由でお困りのご家庭に、小・中学校でかかる費用の一部を補助する就学援助制度を設けています。※所得基準あり

【相談日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【相談窓口】☎0254-22-9532（学校教育課学務係）
【住　　所】新発田市乙次 281 番地 2　豊浦庁舎 2 階

＊高等学校等就学支援金制度

家庭の経済的負担を軽減するため、支給要件を満たす生徒に対し、授業料に充てる「就学支援金」（返済は不要）を支給します。就学支援金は、学校設置者（県）が生徒に代わって国から受領し、生徒本人や保護者等が直接受け取るものではありません。

・公立高等学校に入学した生徒
【相談日時】月～金曜日　午前 9 時～午後 5 時
【相談窓口】☎025-280-5143（新潟県就学支援金等支給事務センター）

・私立高等学校に入学した生徒
【相談日時】月～金曜日　午前 9 時～午後 5 時
【相談窓口】☎025-280-5020（新潟県総務部　大学・私学振興課）

＊奨学のための給付金制度

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費を支援するため、道府県民税所得税割と市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等に対し、「奨学のための給付金」を支給します。

・新潟県内、又は県外の国公立高等学校に在学している方
【相談日時】月～金曜日　午前 9 時～午後 5 時
【相談窓口】☎025-280-5143（新潟県就学支援金等支給事務センター）

・新潟県内、又は県外の私立高等学校に在学している方
【相談日時】月～金曜日　午前 9 時～午後 5 時
【相談窓口】☎025-280-5020（新潟県総務部大学・私学振興課）

5　生活のこと

＊新発田市ファミリー・サポート・センター

子育てをお手伝いしてほしい方（依頼会員）と子育てをお手伝いしてくれる方（提供会員）が会員として登録し、地域で子育てを支援する相互援助の会員組織です。妊娠中や出産後も安心して過ごせるように、家事や育児のサポートもします。対象は育児の援助を必要とする 0~18 歳の乳幼児または児童を持つ家庭、及び母子健康手帳交付の日から出産後おおむね 8 週間までの家事または育児の支援を必要とする方です。

※児童扶養手当を受給している世帯などは、利用料金の助成の対象世帯です。
　助成の上限はひと月あたり 5 時間になります。詳細は窓口でご確認ください。

【問合せ日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【問合せ窓口】☎0254-24-1937
（こども課内　新発田市ファミリー・サポート・センター）

＊その他、生活の支援（市運営以外）

・フードバンクしばた

食料品などの支援、お弁当配布事業、こども支援プロジェクト、就学支援事業、制服リサイクル事業、生活用品リサイクル事業、学用品リサイクル事業、無料塾しばた寺子屋、ナプキン配布事業、お母さんのそうだん室など、子どものいる世帯、とりわけ貧困が際立っている母子家庭を中心に、包括的に寄り添った支援を行っている民間支援団体です。フードバンクの支援を希望される方は、社会福祉課にご相談ください。

・ママの休憩室　虹

元保育士等のボランティアに、産前産後や育児についての悩みなど相談できます。

・訪問型病児保育　こころ

フードバンクで支援している母子家庭の方が利用できます。子どもが病気になっても、お母さんが職場を休むことなく、安心して勤めることができるようになります。

【相談日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【相談窓口】☎0254-28-9222（社会福祉課ひとり親家庭支援係）

6　その他

＊市の無料弁護士相談　※予約制

借金、相続、離婚、土地の境界など、様々なトラブルや悩みに対して、弁護士が解決に向けたアドバイスをします。対象者は新発田市民の方で、相談時間は１人１回30 分です。毎月 1 日（その日が土・日・祝日または市役所の休日の場合は、その翌日）8 時 30 分から予約を受け付けます。6 月と 11 月は、女性弁護士による無料弁護士相談もあります。

【相談日時】原則、毎月第 3 水曜日　午後 2 時～午後 5 時
【予約受付】☎0254-28-9630（人権啓発課）

＊法テラス（日本司法支援センター）※予約制

資力が少ない方への面談による無料弁護士相談を行っています。収入・資産が一定基準以下の方が対象です。同じ案件の相談は 3 回まで（1 回 30 分）。

【相談日時】月～金曜日:午前 9 時～午後 9 時、土曜日: 午前 9 時～午後 5 時
【予約受付】☎0570-078374 / IP☎03-6745-5600（法テラス）

＊司法書士による無料消費生活相談　※予約制

悪徳商法や架空請求詐欺などの消費者被害、連帯保証人や多重債務など、消費生活に関する相談に応じています。相談時間は 1 人 30 分程度です。

【相談日時】毎月第 1 木曜日　午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分
【予約受付】☎0254-28-9110（消費生活センター）

＊公営住宅相談

新発田市には市営 5 か所、県営 1 か所の合計 6 か所の公営住宅があります。空き室の準備ができ次第、公募を行います。募集情報は、広報紙しばたとホームページで周知しています。公営住宅の概要や入居者資格等については、新発田市ホームページ「公営住宅について」をご確認ください。なお、公募の案内を郵便で受け取ることもできます。詳細については、窓口でご相談ください。

【相談日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【相談窓口】☎0254-28-9220（社会福祉課庶務住宅係）

＊ひきこもりに関する相談窓口

働いていなくて家にいる、近所のコンビニに出かけるが普段はひとりで家にいる、長年外に出ていない、親亡き後が心配、健康状態が心配、受診先がわからない、ひきこもり状態の人にどう話しかけたらよいかわからないなど、一人ひとりの状況に応じて、医療や福祉などの関係機関と協力しながらお手伝いします。ご本人にとって一番の支援者は家族ですが、家族だからこそ難しいこともあります。一緒に考えましょう。ひきこもり相談専門員による家庭訪問も可能です。お気軽にご相談ください。

【問合せ日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【問合せ窓口】☎0254-28-9221（社会福祉課生活支援係）

＊新発田市　出産・子育て応援給付金（出産応援ギフト・子育て応援ギフト）

【支給対象】新発田市民であり、令和 5 年 4 月 1 日以降に妊娠届出及び出産した方
【申請方法】・妊娠届出時、産婦・新生児訪問、電話連絡などで対象者にお知らせします。妊娠届出時には、申請書を記入して持参してください。
（申請書はホームページからダウンロードできます。また、センター窓口にも設置しています。）
・給付金の振込先はいずれも妊産婦の口座とし、振込先金融機関通帳の表紙をめくった見開きページのコピーを一緒に提出してください。

【支 給 額】妊娠届出時 5 万円、出産後 5 万円（出産後は子ども一人につき）
【問合せ日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【問合せ窓口】**☎0254-28-0415（こども家庭センター健やか育児支援係）**
【住　　所】新発田市乙次 26 番地 2　豊浦地区公民館内

＊子育て全般に関する情報・支援について

子育て応援誌「きらきら」をご覧ください。新発田市ホームページからダウンロードできます。

【問合せ日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【問合せ窓口】☎0254-28-9232（こども課子育て支援係）

＊障がい者、障がい児に関する情報・支援について

福祉のしおり（障がい者福祉の手引）をご覧ください。

【問合せ日時】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【問合せ窓口】☎0254-28-9223（社会福祉課障がい支援企画係）

各種お問合せ窓口一覧

		内容	窓口	連絡先	受付時間	関連ページ
お金のこと	手当	児童扶養手当	社会福祉課 ひとり親家庭支援係	☎0254-28-9222	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	8ページ
		児童手当	こども課 子育て支援係	☎0254-28-9232	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	8ページ
		特別児童扶養手当	社会福祉課 障がい支援企画係	☎0254-28-9223	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	8ページ
	助成	ひとり親家庭等医療助成	社会福祉課 ひとり親家庭支援係	☎0254-28-9222	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	11ページ
		子ども医療助成	こども課 子育て支援係	☎0254-28-9232	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	11ページ
	ひとり親家庭支援	ひとり親家庭のJR通勤定期乗車券割引制度	社会福祉課 ひとり親家庭支援係	☎0254-28-9222	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	9ページ
		無料入浴券の交付（自宅に使用可能なお風呂の無い方）	市民生活課 市民生活係	☎0254-28-9100	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	9ページ
		ひとり親家庭等屋根雪除雪助成	社会福祉課 ひとり親家庭支援係	☎0254-28-9222	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	10ページ
		遺児激励事業	青少年健全育成センター	☎0254-26-0876	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	10ページ
	年金減免	遺族基礎年金	保険年金課 高齢者医療係	☎0254-28-9313	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	8ページ
		所得税、市・県民税の軽減	税務課 市民税係	☎0254-28-9321	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	9ページ
	貸付金	母子・父子寡婦福祉資金の貸し付け	社会福祉課 ひとり親家庭支援係	☎0254-28-9222	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	10ページ
		生活福祉資金	新発田市社会福祉協議会	☎0254-23-1000	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	10ページ
仕事のこと	求職支援	求職手続（求職申込、職業相談、職業紹介など）	公共職業安定所 （ハローワーク新発田）	☎0254-27-6677	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	12ページ
		ひとり親家庭等就業・自立支援センター	一般財団法人 新潟県母子寡婦福祉連合	☎025-281-5587	月～金曜日＊祝日を除く 午前9時30分～午後4時30分	12ページ
	雇用保険失業	雇用保険手続（失業給付、雇用継続給付など）	公共職業安定所 （ハローワーク新発田）	☎0254-27-6677	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	15ページ
		失業中の経済的支援	公共職業安定所 （ハローワーク新発田）	☎0254-27-6677	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	15ページ
	資格取得支援	求職者支援制度	公共職業安定所 （ハローワーク新発田）	☎0254-27-6677	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	14ページ
		教育訓練給付制度	公共職業安定所 （ハローワーク新発田）	☎0254-27-6677	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	14ページ
		自立支援教育訓練給付金支給事業	社会福祉課 ひとり親家庭支援係	☎0254-28-9222	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	13ページ
		高等職業訓練促進給付金等支給事業	社会福祉課 ひとり親家庭支援係	☎0254-28-9222	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	13ページ
	貸付	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度	新潟県社会福祉協議会 生活支援課	☎025-281-5605	月～金曜日＊祝日を除く 午前9時30分～午後4時30分	14ページ
子どものこと	預け先	病児・病後保育　※事前登録が必要	キッズケアルームとようら	☎0254-22-1121	月～金曜日＊土日祝日を除く 午前8時30分～午後5時30分	18ページ
		休日保育（0~2歳児クラス）※保育認定を受けている方のみ	乳児園はるにれ	☎0254-28-7140	日曜日及び祝日 午前8時30分～午後4時	18ページ
		休日保育（1~5歳児クラス）※保育認定を受けている方のみ	キッズ陽だまり園	☎0254-24-1166	日曜日及び祝日 午前8時30分～午後4時	18ページ
		子どもデイサービス	希望する園にお問合せ下さい ※17ページのORコードよりご確認ください			19ページ
		子どもデイサービス（市以外のサービス）	複合型福祉施設ほのぼの家族	☎0254-20-8800	月～金曜日 午前8時30分～午後4時	19ページ
		一時預かりサービス	イクネスしばたこどもセンター	☎0254-28-9952	月火水金土日曜＊木曜除く 午前9時～午前12時/午後1時30分~4時30分	19ページ
		放課後児童クラブ	児童センター	☎0254-26-0897	午前8時30分～午後5時15分 ※休館：月曜、第3日曜、祝日、年末年始	20ページ
		新発田市放課後子ども教室 ※開設学校：二葉小学校、外ヶ輪小学校、猿橋小学校のみ	児童センター	☎0254-26-0897	午前8時30分～午後5時15分 ※休館：月曜、第3日曜、祝日、年末年始	20ページ

子どものこと	学習支援	子どもの学習支援	希望する教室にお問合せ下さい ※19ページをご確認ください			21ページ
	施設	児童センター	児童センター	☎0254-26-0897	午前9時～午後5時 ※休館：月曜、祝日、第3日曜、年末年始	22ページ
		ユウネスしばた	児童運動センターユウネスしばた	☎0254-20-7392	平日：午後1時～午後6時 土日祝日：午前9時～午後6時 ※休館：月曜、第3日曜、祝日以降の最初の平日、年末年始	22ページ
		イクネスしばた	イクネスしばたこどもセンター	☎0254-28-9952	午前9時～午後6時※現在午前9時～午後5時 ※休館：毎週木曜（祝日の場合は翌日以降の最初の平日）	22ページ
	就学支援	小学校・中学校の就学援助制度	学校教育課学務係	☎0254-22-9532	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	23ページ
		高等学校等就学支援金制度（公立高等学校）	新潟県就学支援金等支給事務センター	☎025-280-5143	月～金曜日＊祝日を除く 午前9時～午後5時	23ページ
		奨学のための給付金制度（公立高等学校）	新潟県就学支援金等支給事務センター	☎025-280-5143	月～金曜日＊祝日を除く 午前9時～午後5時	23ページ
		高等学校等就学支援金制度（私立高等学校）	新潟県総務部　大学・私学振興課	☎025-280-5020	月～金曜日＊祝日を除く 午前9時～午後5時	23ページ
		奨学のための給付金制度（私立高等学校）	新潟県総務部　大学・私学振興課	☎025-280-5020	月～金曜日＊祝日を除く 午前9時～午後5時	23ページ
その他	生活	新発田市ファミリーサポートセンター	こども課ファミリーサポートセンター	☎0254-24-1937	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	24ページ
	住宅	公営住宅相談	社会福祉課 庶務住宅係	☎0254-28-9220	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	25ページ

各種相談窓口のお問合せ一覧

内容	窓口	連絡先	受付時間	関連ページ
離婚を考えている方の相談	社会福祉課 ひとり親家庭支援係	☎0254-28-9222	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	4ページ
ひとり親家庭の相談	社会福祉課 ひとり親家庭支援係	☎0254-28-9222	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	4ページ
ＤＶ相談	社会福祉課 ひとり親家庭支援係	☎0254-28-9222	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	5ページ
養育費・面会交流相談	社会福祉課 ひとり親家庭支援係	☎0254-28-9222	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	2ページ
子どもの認知についての相談	社会福祉課 ひとり親家庭支援係	☎0254-28-9222	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	6ページ
妊娠・出産・子育てに関する相談（対象：妊産婦、乳幼児）	こども家庭センター 健やか育児支援係	☎0254-28-0415	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	7ページ
保育サービスの相談（対象：乳幼児）	こども課 こども入園係	☎0254-28-9230	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	16ページ
こども発達相談（対象：就学前児童）	こども発達相談室	☎0254-26-3359	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	16ページ
子育て相談（対象：0～18歳の児童）	こども家庭センター こども家庭相談係	☎0254-28-0415	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	16ページ
子どもの養育、虐待などの相談（対象：0～18歳の児童）	児童相談所	☎0254-26-9131	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	16ページ
教育の悩み相談（対象：小・中学校の保護者）	学校教育課 教育相談係	☎0254-22-9532	月～金曜日＊祝日を除く 午前9時～午後3時30分	17ページ
進学時の学費、学校に関する相談（対象：高校生、高校生の保護者）	社会福祉課 生活支援係	☎0254-28-9221	月～金曜日＊祝日を除く 午前10時～午後5時	17ページ
10代の居場所カフェ（対象：10代の人）	新発田駅前複合施設こどもセンター係	☎0254-28--9950	毎週月曜日・水曜日 午後2時～午後7時	17ページ
ひきこもりに関する相談窓口	社会福祉課 生活支援係	☎0254-28-9221	月～金曜日＊祝日を除く 午前10時～午後5時	26ページ
障がい者・障がい児に関する情報・支援について	社会福祉課 障がい支援企画係	☎0254-28-9223	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	26ページ
市の無料弁護士相談　※予約制	人権啓発課	☎0254-28-9630	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	25ページ
司法書市による無料相談　※予約制	消費生活センター	☎0254-28-9110	月～金曜日＊祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	25ページ

********** MEMO **********

【パンフレットの問合せ先】

新発田市社会福祉課　ひとり親家庭支援係　TEL ： 0254-28-9222

新発田市ホームページ　https://www.city.shibata.lg.jp